平成２３年（フ）第１１７号
北海道室蘭市増市町１丁目４番13号
債務者　藤原　義士
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
北海道室蘭市増市町１丁目４番13号
債務者　藤原　敏美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
北海道登別市富士町５丁目44番地４
債務者　齊藤　正夫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町142番地
債務者　小野寺英樹
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１７７号
群馬県前橋市青柳町214番地22
債務者　成田　昭弘
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
群馬県前橋市青柳町214番地22
債務者　成田　ちか
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
群馬県伊勢崎市宮子町3628番地15
債務者　門　勢津子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
群馬県前橋市青柳町197番地１　市川建設第４ビル303号
債務者　久保田洋子（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
群馬県吾妻郡中之条町大字赤坂1054番地
債務者　小渕　近江
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
群馬県前橋市城東町５丁目656番地15
債務者　千木良ユリ子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
群馬県前橋市三俣町１丁目25番地11
債務者　新居とも子（旧姓千木良）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
群馬県佐波郡玉村町大字板井313番地２
債務者　本多　瑠美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
群馬県前橋市元総社町2170番地３　１号
債務者　町田　恵太
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
群馬県吾妻郡草津町大字草津915番地５
債務者　丸山　清美（旧姓一場）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4652番地２
債務者　清水　好次
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
群馬県高崎市下小鳥町30番地７　シティーハイツＴ＆Ｔ205号
債務者　大室　　稔
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２９７号
群馬県高崎市下小鳥町30番地７　シティーハイツＴ＆Ｔ205号
債務者　大室ユカリ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２９９号
群馬県高崎市高関町397番地１　ロキシー・レーヴＡ202号
債務者　小川律也子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部